

児童発達支援自己評価結果（公表）

令和2年2月17日

事業所名：地域療育センターふれあいなかま

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			
	②	職員の配置数は適切である	○			単独の療育ではマンツーマンの体制をとっている。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○			県子ども総合療育センターの支援を受け、部分的な構造化を行いました。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		日々の職員による掃除に加え、業者によるトイレ全体の掃除を月に1～2回行っている。	
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○			
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○			親子療育の参加人数の調整など、昨年度のアンケート結果を基に業務改善を行った。
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		平成31年3月よりHPで公開している。	
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	苦情受付を依頼している第三者委員との会議を開催し、社協の実施する福祉サービスの評価について情報交換を行った。	
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○			利用者が増えたことや働き方改革の推進により、研修の時間を営業時間外に持つことが難しくなってきた。これまでと同等の機会をどう確保するかについて検討が必要。
適	⑩	アセスメントを適切に行い、子ど	○			到達目標をより具体化してい

切 な 支 援 の 提 供		もと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している				く。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○			情報収集項目について追加、修正を行った。
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			到達目標をより具体化していく。
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			日頃から保護者と目標と支援内容を共有できるよう、連絡帳の様式変更、試用を行った。次年度より複写式のものを使用予定。
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		常勤職員で立案し、打合せ時に非常勤職員に伝えている。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		1つの活動をどの程度段階分けする必要があるかは個別に異なる。細かく段階分けして取り組む必要がある児童に対しては、あえて同じプログラムを継続している。 段階分けの必要性が低く、同じことの繰り返しではモチベーションが下がってしまうタイプの児童に対しては、活動に変化を持たせるようにしている。 いずれにしても「子どもが意欲的に取り組めること」を第一条件にプログラムを考えている。また、児童それぞれの興味関心をより高める事物をグループ活動の中に取り入れる等し、グループにおける個別支援を工夫している。	
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○			
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○			
	⑱	支援終了後には、職員間で必	○			

		ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している				
	⑱	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○			実施記録様式を試作、試用し、次年度に印刷を予定している。
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○			
関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		児童発達支援管理責任者と直接支援担当者が出席するようにしている。	
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		荒尾市自立支援懇談会子ども部会において、保健、福祉、教育、医療分野の各機関と連携し、保護者学習会を開催したり、他機関へつなぐ支援などを行っている。	
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				
	㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		担当者会議、保育所等への訪問により機関間での情報共有を行っている。また、園への送迎時に担当者レベルでの情報交換を日常的に行っている。	
関係機関や保護者と	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		担当者会議や移行支援シートの作成により行っている。	
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		こども総合療育センターの実施する研修受講や施設支援を受けている。	近隣の病院の臨床心理室の協力を得て、ペアレントプログラムを実施した。

の 連 携	⑳	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある		○	今年度は全員が保育所、幼稚園などと併用（入園前の児童も、保育所の預かりサービスを利用されていた）、していたため、特別に交流の機会を設けることはしていない。	
	㉑	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している		○	自立支援協議会（共に生きる協議会）、荒尾市自立支援懇談会子ども部会への参画。	
	㉒	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている		○	親子療育時に直接話し合う機会を持つようにしている。単独療育においては連絡帳を使用したり、必要に応じて面談や電話により情報共有を図っている。	親子療育支援日を増やし、参加者の人数調整を行うことで保護者とスタッフが話し合う時間を増やした。
	㉓	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている		○	親子療育時に1時間程度保護者懇談の時間をもち、家族の関わりについて助言している。また、保護者同士での情報交換や交流も目的としている。	近隣の病院と連携して、ペアレントプログラムを実施した。プログラム実施の意義を結果データを基に荒尾市自立支援懇談会子ども部会を通して荒尾市に上申した。
保 護 者 へ の 説 明 責 任 等	㉔	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている		○	契約時に重要事項説明書を用いて行う口頭での説明と、運営規程、重要事項説明書の掲示により行っている。報酬改定により利用者負担金に変更があった際は、説明書を作成し直し（「利用者負担金について」）配布している。	
	㉕	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている		○		保護者に分かりやすく、取り組みやすくなるよう、目標や支援内容をより具体的にしていく。
	㉖	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている		○	面談や電話などにより、直接話す形で相談への対応をするようにしている。	
	㉗	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		○	親子療育でつながりのできた保護者方が、会合の機会を自主的に作ってくださり、OB保護者も含めて当センター内で不定期に茶話会が行われている。	親子療育日の日数を増やした。

	③⑥	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		保護者へは、電話や面談等により相談対応ができる旨日頃から伝えるようにしている。相談があれば、必要に応じて相談支援事業所や保育所等にも連絡し、連携して対応している。 子ども達へは、マンツーマン体制で単独療育を行うことにより、注意深く観察して心身の状態をなるべく正確に推し測れるようにしたり、個別に気持ちを聞き取る時間を十分確保できるようにしている。	
	③⑦	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		会報は定期的に発行しているが、グループごとに異なる活動や行事の予定は個別に通知している。 活動の様子については、写真も併用して個別に保護者に伝えるようにしている。	
	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意している	○		荒尾市社会福祉協議会で作成した「個人情報保護規程」に基づき個人情報を管理している。	
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		保護者への説明や連絡の場合、相談員など伝達の手助けができる第三者に同席を依頼したり、口頭での説明のみでなく情報の見える化に配慮している。子どもに対しても同様、視覚支援ツールなどを用いてやり取りがしやすいよう工夫したり、保護者など代弁者となる人にも意見を求めるようにしている。 また、子どもの状態を注意深く観察し、気持ちをくみとることができるよう、職員をできる限り加配している。	
	④①	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		○		ふれあい福祉センターの全体行事として行っているが、ふれあいなかまの行事としては行っていない。療育利用についてまだ周囲に話せていない保護者の気持ちに配慮しつつ、検討していく。
非常時等の対応	④①	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○			保護者への周知ができていないものについて準備していく。
	④②	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な	○			

	訓練を行っている				
④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		保護者記載の書面(個人台帳)をもって、受診の状態や服薬、てんかん発作等について定期的に確認している。また、医療機関の受診後に随時確認している。	
④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		保護者記載の書面(個人台帳)をもって確認し、医師の指示についても保護者を通して確認している。	
④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			
④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		ふれあい福祉センターで策定した「障がい者虐待防止～職員用ハンドブック～」 「身体拘束廃止に関する指針」を職員全員が確認、共有している。 外部から専門講師を招き、社協全体で研修を行い、‘利用者の思いをくみとる適切な支援’について基本的人権をベースに考える機会を持った。 支援としての関わりが利用者や家族を不快にするものでないか、誰から見ても不適切でないかについては、支援後の振り返りの時間に自然と話が持ち上がり、話し合える職場環境である。	
④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		やむを得ず身体拘束を行う場合、療育支援の手だてとして一時的に行動制限をかける場合について計画書に記載し、説明した。	

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。